

神戸市からのお知らせです。

【国勢調査】インターネット回答が始まります！

スマート国勢調査！
～データの向こうにドラマがある～

平成 27 年 10 月 1 日に 5 年に一度の国勢調査が実施されます。
この調査は、日本に住んでいるすべての世帯が対象となる調査であり、
住民票の住所に関係なく、実際の居住地において調査を行います。

今回より、スマホ・パソコンからのインターネット回答が可能になります。

9 月上旬より、調査員が各世帯を訪問しますので、ご回答よろしくお願ひします。

<よくある質問-1>…どうやってインターネットで回答するの？

9 月上旬に国勢調査員がインターネット回答に必要な ID とパスワードをお渡しします。
それを用いて、回答サイトにログインし、回答してください。

<よくある質問-2>…調査には、必ず回答しないとイケないの？

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

<よくある質問-3>…調査員でどんな人？

国勢調査員は市区町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。
調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。

下記キャンペーンサイトにて広報タレントからの説明動画もございますので、ご覧ください。

◆◆◆◆◆国勢調査 2 0 1 5 キャンペーンサイト◆◆◆◆◆
◇ http://kokusei2015.stat.go.jp/ ◇
◆◆◆◆◆

国勢調査についてのお問い合わせは

●国のコールセンター

0570-07-2015（日本語）

設置期間：平成 27 年 8 月 24 日から 10 月 31 日まで

受付時間：午前 8 時～午後 9 時まで（土・日・祝日にもご利用になれます）

●神戸市国勢調査 HP は[こちら](#)

神戸市企画調整局政策企画部総合計画課統計係

平成27年 国勢調査の お知らせ

総務省統計局
都道府県・市区町村



平成27年国勢調査を 全国いっせいにを行います

国勢調査は、統計法という法律に基づいて、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。平成27年10月1日現在で住民票の届出の有無によらず、その人がふだん住んでいる場所で調査します。

9月上旬から 調査員がおうかがいします

調査員が皆様のお宅を訪問し、調査書類をお配りします。この調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。



いつでもどこでも、便利に回答。
パソコンやスマホでの回答を可能に！
インターネット回答は

9月10日～20日

インターネット回答がなかった世帯には
調査員が調査票をお配りいたします！
調査票での回答は

10月1日～7日



9月10日～12日
インターネット回答用IDを配布

9月10日～20日
インターネット回答

9月26日～30日
調査票を配布

10月1日～7日
調査票を提出

◆インターネット回答は英語に対応しております。

◆「調査票」と「調査票の記入の仕方」は下記の言語に対応したものがあります。

中国語、韓国語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ネパール語、フランス語、ベンガル語、マレー語、ヒンディー語、ミャンマー語、ロシア語、シンハラ語、ドイツ語、モンゴル語、アラビア語、インドネシア語、イタリア語、トルコ語、クメール語、ラオ語、ペルシャ語、ルーマニア語、ウルドゥ語

国勢調査は、日本の今を知り、未来をつくるための調査です

- ◆ 国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づき実施する国の最も重要な統計調査です。大正9年から5年ごとに行われ、今回が20回目にあたります。
- ◆ 調査結果は、少子高齢化対策、防災対策、地域創生などの重要課題に対する施策に活用されるとともに、国民全員の共有の財産として、広く一般の方にもご利用いただけます。
- ◆ 今回の国勢調査から、従来の調査員への提出又は郵送で提出いただく方法のほかに、インターネットでもご回答いただけるようになりました。また、パソコンだけでなくタブレット端末やスマートフォンからもご回答いただけます。

国勢調査員とは

国勢調査員は市区町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。

国勢調査員証をさげている青色のひものデザイン（見本）

平成27年国勢調査 2015 Population Census 平成27年国勢調査 2015 Popul

国勢調査員は下のような国勢調査員証を身につけています。（見本）



国勢調査員が着用している腕章（見本）



国勢調査員が持ち歩く手さげ袋（見本）



もれなく・重複なく調査を行うために、訪問時に代表者の氏名と世帯の男女の人数をおたずねします。

◆国勢調査は回答の義務があります

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。また、回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められています。

◆個人情報厳格に保護されます

- 国勢調査では、統計法によって、厳格な個人情報保護が定められています。
- インターネット回答における通信は、すべて暗号化（SSL/TLS方式）されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。
- 国勢調査に従事する者（調査員、地方公共団体の職員など）には、統計法による守秘義務が課せられています。



国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください！

- ▼ 国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- ▼ 国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。
- ▼ 調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。（上図参照）